

J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（新旧対照表） ※2026年10月1日付で変更

■ J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（もつと割料金コース）

変更後	変更前	変更
<p>2.適用条件 本個別約款は、お客さまがもつと割料金コースを希望された場合に、適用いたします。</p> <p>3.料金 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。</p> <p>・付則 1. 本個別約款の実施期日 （実施期日） この改正規定は、2026年10月1日から実施します。</p> <p>2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置 （削除）</p>	<p>2.適用条件 本個別約款は、お客さまがもつと割料金契約を希望された場合に、適用いたします。</p> <p>3.料金 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19（2）②ただし書きの適用はないものといたします。</p> <p>・付則 1. 本個別約款の実施期日</p> <p>2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置 (1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が 2019 年 10 月 1 日より前であつて、2019 年 10 月 1 日から同月 31 日までの間に支払義務が発生する料金については、現行の J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款の変更前の J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および本個別約款の変更前の J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（もつと割料金コース）（以下「旧個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>追記</p> <p>削除</p>

(2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が 2019 年 10 月 1 日より前で
て、2019 年 11 月 1 日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式によ
り算定いたします。

(算式)

$$\text{料金}(\times 1) = (\text{イ}) \text{消費税率を 8 パーセントとして算定した料金}(\times 2) \times a + \\ (\text{ロ}) \text{消費税率を 10 パーセントとして算定した料金}(\times 3) \times (1 \\ - a)$$

※ 1 各項の算定においては、1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨て
いたします。

※ 2 (イ) の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金
については、旧個別約款別表の各料金表を適用いたします。

※ 3 (ロ) の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金につ
いては、本個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。

(備考)

$a =$ 前回確定日 (*) の翌日から起算して 2019 年 10 月 31 日までの期間の月数
(**) / 前回確定日 (*) の翌日から起算して 2019 年 10 月 1 日以後最初
の支払義務発生日までの期間の月数 (**)

* 前回確定日とは、2019 年 9 月 30 日以前の支払義務発生日のうち最後のもの
(支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日) をいいます。

** 月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月といたします。